

不正リスクに関するグローバルポリシー

1. 目的

不正リスクに関するグローバルポリシー（以下、「本ポリシー」）は、当社グループの業務において発生しうる、内部不正及び外部不正リスクを正しく認識・評価した上で、適切なコントロールを行い、法令遵守及び業務の健全性・適切性を確保することを目的とする。

2. 定義

- 「不正」とは、虚偽の陳述や説明の省略等、他者を欺くことを目的とした行為をはじめとして、故意に不誠実な手段を用いることにより、被害者に損失を被らせ、または自らを利することを指す。なお、不正は、単独あるいは複数の個人・組織によって行われる可能性がある。
- 「内部不正」とは、役職員等によって行われる業務上の不正、またはその実行を支援する行為を指す。なお、「内部不正」は当社グループやその顧客等に対して行われる可能性がある。
- 「外部不正」とは、当社グループの顧客や外部の個人・組織が、当社グループの業務に関連して行う、当社グループ又はその顧客に対する不正行為を指す。
- 「役職員」とは、当社グループの全役職員を指す。
- 「役職員等」とは、当社グループの全役職員及び当社グループの業務委託先を含む関係当事者を指す。
- 「SMFL」とは、三井住友ファイナンス&リース株式会社を指す。
- 「当社グループ」とは、SMFL と、次項に規定する「グループ各社」の総称を指す。
- 「グループ各社」とは、SMFL 及び SMFL 傘下の各社のうち、以下のグループ会社を指す。

SMFL みらいパートナーズ株式会社	SMFL MIRAI PARTNERS (SINGAPORE) PTE. LTD.	Aravest Pte.Ltd.
株式会社シーアールイー	ケネディクス株式会社	株式会社マックスリアルティ
SMBC Aviation Capital Limited	SMBC Aero Engine Lease B. V.	DMG MORI Finance GmbH

SMFL LCI Helicopters Limited	AJCC 株式会社	SFI リーシング株式会社
SMFL 信託株式会社	SMFL ビジネスサービス株式会社	SMFL レンタル株式会社
株式会社エスシー倶楽部	ヤンマークレジットサービス株式会社	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (China) Co., Ltd.
Shanghai Sumitomo Mitsui General Finance and Leasing Co., Ltd	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (Hong Kong) Limited	PT. SMFL Leasing Indonesia
Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (Singapore) Pte Ltd.	SMFL Leasing (Thailand) Co., Ltd.	SMFL Leasing (Malaysia) Sdn. Bhd. / SMFL Hire Purchase (Malaysia) Sdn. Bhd.

3. 対象

本ポリシーは、当社グループとその役職員に適用される。

4. 基本方針

当社グループは、「1. 目的」に示した通り、内部不正、外部不正それぞれのリスクを適切にコントロールし、法令遵守及び業務の健全性・適切性を確保する。それぞれのリスクに対する基本方針は以下の通りとする。

当社グループのビジネスは、顧客や株主、そして社会からの信頼の上に成り立っており、当社グループの役職員等による内部不正の発生は、この基盤を直ちに損なう懸念がある。更に、内部不正は法令・規制違反のリスクを高め、健全な企業文化を毀損し得るため、当社グループは役職員等による内部不正を一切許容しない。

当社グループのビジネスに関連して発生しうる、当社グループの顧客や外部の個人・組織による外部不正のリスクについては、本ポリシー等に則り、これを低減する態勢を整備する。

5. 不正リスクに対する態勢整備

(1) 内部不正リスク

当社グループは、「4. 基本方針」に記載の通り、内部不正の防止のため、グローバ

ルベースで適切に態勢を整備すると共に、インテグリティの実現や法令・内部規則等の遵守を徹底する組織風土を醸成する必要がある。そのため、以下の対応を参考としつつ、各グループ会社及び各地域は、それぞれの事業特性や地域特性を踏まえ、内部不正リスクの低減に向けた態勢整備を行う。

- 内部不正リスクを低減・管理するための態勢整備として、各防衛線の役割を明確化の上で、適切なコントロール策を導入し、必要に応じて経営への報告等を行う。コントロール策の具体例として、リスクアセスメントの実施、内部通報制度等の整備、役職員等への適切な研修の実施、監査部門による独立した監査の実施等が挙げられる。
- 業務委託先を含む関係当事者に対して、契約前及び契約が終了するまでの間、定期的なリスクの適切な評価を実施すると共に、不正リスクを低減・管理するための上記に挙げたようなコントロール策を導入する。
- 内部不正が発覚した際には、厳正かつ公正な調査により、正確な事実関係と責任の所在を明確にした上で迅速かつ適切な対応を行う。
- 役職員による内部不正が認められた場合には、懲戒を検討すると共に、人事評価において適切に評価に反映させる。

(2) 外部不正リスク

当社グループは、「4. 基本方針」に記載の通り、外部不正リスクの低減のため、グローバルベースで各国の関連法規制を遵守し、適切に態勢を整備する必要がある。そのため、以下の対応を参考としつつ、各グループ会社及び各地域は、それぞれの事業特性や地域特性を踏まえ、外部不正リスクの管理に向けた態勢整備を行う。

- 外部不正リスクを低減・管理するための態勢整備として、各防衛線の役割を明確化の上、適切なコントロール策を導入し、必要に応じて経営への報告等を行う。コントロール策の具体例として、リスクアセスメントの実施、役職員等への適切な研修の実施、監査部門による独立した監査の実施等が挙げられる。

2026年4月1日